

熊谷市いじめの防止等のための基本的な方針

(素案)

平成26年 月

熊谷市

# 目 次

はじめに	1
<b>第 1 章 いじめの防止等に関する基本的な考え方</b>	<b>2～3</b>
1 いじめの防止等に向けた方針	
2 それぞれの役割	
(1) 市として	
(2) 学校として	
(3) 児童等として	
(4) 保護者として	
(5) 市民及び市内で活動する事業者として	
<b>第 2 章 いじめの防止等のために熊谷市が実施する施策</b>	<b>4～5</b>
1 「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」（仮称）の設置	
2 「熊谷市いじめ問題専門委員会」（仮称）の設置	
3 具体的な取組	
(1) いじめの防止・早期発見に関すること	
(2) いじめの対応に関すること	
(3) 学校評価、学校運営改善の実施	
4 その他の事項	

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・6～7

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組
  - (1) いじめの防止
  - (2) 早期発見・早期対応に向けて
  - (3) いじめに対する措置

### 第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8～11

- 1 重大事態の発生と調査
  - (1) 重大事態とは
  - (2) 重大事態の報告
  - (3) 重大事態の調査
  - (4) 事実関係を明確にするための対応
    - ア いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合
    - イ いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合
  - (5) その他留意事項
  - (6) 調査結果の提供及び報告
    - ア いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供
    - イ 調査結果の報告
- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
  - (1) 「熊谷市いじめ問題調査委員会」（仮称）の設置
  - (2) 再調査
  - (3) 「再調査」の結果を踏まえた措置等

## はじめに

全ての子供は、それぞれかけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子供の心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子供の尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。

いじめを防止し、次代を担う子供が安心して生活し、学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり、責務です。

本市では、平成18年5月に子供のたちの健やかな成長を願い、命を大切にし、思いやりの心が育まれるよう、「熊谷市子ども憲章」を策定し、子供たちが自ら考え、行動できる指針としています。

また、学校では、児童等（学校に在籍する児童又は生徒をいう。以下、同じ）の「生きる力」をはぐくむための土台として、『4つの実践』（朝ごはんをしっかりと食べる。呼ばれたら「はい」と元気よく返事をする。「ありがとう」「ごめんなさい」と言う。友だちをたくさんつくる。）と『3減運動』（テレビの時間を減らす。ゲームの時間を減らす。携帯電話やパソコンに触れる時間を減らす。）に大人が手本となり積極的に取り組んでおります。

さらに、平成26年2月には、「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、生徒自身が主体となり、自分たちを取り巻く環境からいじめをなくすために、「熊谷市立中学校いじめ撲滅宣言」を作成しました。その後、全ての小学校においても「いじめ撲滅宣言」を作成し、いじめ撲滅に取り組んでおります。

こうした中、本市では、いじめの防止等のための対策をより実効性のあるものとし、総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、「熊谷市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「熊谷市基本方針」という。）を策定します。

この「熊谷市基本方針」では、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から市全体でいじめの防止等の取組を行い、いじめのない子供社会の実現及び全ての児童等の健全育成を目指します。

今後も学校・家庭・地域が相互に連携を図りながら、いじめを絶対に許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に全力で取り組んでまいります。

# 第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

市は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針に基づき、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「熊谷市基本方針」を定める。

「熊谷市基本方針」における「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童等が心身に苦痛を感じているものをいう。（インターネットを通じて行われるものも含む）

一定の人的関係とは、同じ学校・学級や部活動、塾など、児童等が関わっている仲間や集団などの関係をいう。また、行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられた児童等の立場に立って考える。

## 1 いじめの防止等に向けた方針

「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、学校内外を問わず、児童等のいじめを防止するために、市全体でいじめの起さない風土づくりに努める。

また、いじめを察知したときは、いじめられた児童等を最後まで守り抜き、いじめた児童等に対してはその行為を許さず、毅然とした態度で接し、適切に指導し、再発防止に努める。

市全体（市・学校・児童等・保護者・市民及び市内で活動する事業者）でそれぞれの立場から、子供の健やかな成長を支え、見守り、いじめの問題を克服することを目指す。

## 2 それぞれの役割

### (1) 市として

- ア いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
- イ いじめの防止等に関係する機関との連携、連絡調整及び調査（再調査を含む）を実施する組織を設置し、いじめの防止や早期発見、再発防止に努める。
- ウ いじめの防止や早期発見、いじめへの対処のための具体的な施策を実施する。
- エ 児童等が安心して生活できるようにいじめの防止等に向けて必要な啓発を行う。
- オ いじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- カ 学校（熊谷市立小中学校のことをいう。以下、同じ）に対して、いじめの防止等に適切に取り組むよう必要な指導・助言を行う。

### (2) 学校として

- ア 学校いじめ防止基本方針及び学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置し、学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組む。
- イ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童等を最後まで守り抜くことを表明し、いじめに対して組織的に取り組むとともに再発防止に努める。
- ウ 相談窓口を明示し、児童等に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施する

など、組織をあげて児童等一人一人の状況の把握に努める。  
エ 保護者、地域や関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

(3) 児童等として

ア いじめを自分たちの問題としてとらえ、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めるとともに、日ごろから他者に対して思いやりの心をもって接する。  
イ 周囲にいじめがあるときは、当事者に声をかけたり、先生や周囲の大人に積極的に伝える。  
ウ 「いじめ撲滅宣言」に示したように、いじめ撲滅に徹底的に取り組む。

(4) 保護者として

ア どの児童等も、いじめの被害者にも加害者にもなり得ることを意識し、児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識や他人を思いやる心を養うように努める。  
イ 児童等がいじめを受けた場合には、いじめから保護する。  
ウ いじめを発見したとき、又はいじめの兆候等が感じられたときは、速やかに学校等に情報を提供する。  
エ 学校や教育委員会等が行ういじめの防止等のための取組に積極的に参加・協力するよう努める。

(5) 市民及び市内で活動する事業者として

ア 市民及び市内で活動する事業者（以下、「市民等」という。）は、いじめを発見したとき、又はいじめの兆候等が感じられたときは、速やかに学校又は市に情報を提供する。  
イ 「市民等」は、声かけを行うなど、日ごろから児童等とふれあう機会を大切にし、児童等を見守るとともに、地域行事等で児童等が主体的に参加できる環境づくりに努める。

## 第2章 いじめの防止等のために熊谷市が実施する施策

市は、いじめの防止や早期発見、いじめへの対応を、組織的、計画的かつ迅速に取り組むとともに地域全体でいじめを許さない気運の醸成を図るものとする。

### 1 「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」（仮称）の設置

（法第14条第1項）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

市は、法第14条第1項に基づき、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

協議会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関係する機関及び団体の連携を図るための必要事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図る。

### 2 「熊谷市いじめ問題専門委員会」（仮称）の設置

（法第14条第3項）

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、「熊谷市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

「専門委員会」は、法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関すること及び法第28条（後掲）の規定による調査を行う。

### 3 具体的な取組

#### (1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童等、保護者及び教職員に対していじめの防止等に関する啓発を推進する。

(ア) 人権標語・作文・ポスターの作成等を通して児童等の人権意識の高揚を図る。

(イ) 児童等、保護者及び教職員を対象とした「思いやりの心を育てる人権教室」を実施する。

(ウ) 植物を育て、命の大切さを再認識するために「人権の花運動」を実施する。

イ 11月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。

ウ 定期的な調査（いじめアンケート等）を行う。

エ いじめ110番電話相談や教育相談窓口、スクールカウンセラー等を配置するなど、いじめに関する相談体制を整備する。

オ インターネット上で行われる、いわゆる「ネットいじめ」に対して、関係機関（警察・県サイバーパトロール課等）と連携を図り、いじめの防止とその対応について「子供安全見守り講座」等を活用するなど必要な啓発活動を行う。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

教育委員会は、学校からいじめの報告を受けたとき、当該学校に対し必要な支援、又は必要な措置を講ずる。ただし、私立小・中学校に通う児童等に対しては、所管する埼玉県と連携しながら進めていく。

イ 学校の指導のあり方及び警察等への通報・相談による対応

教育委員会は、いじめが起きた場合には、いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全確保を第一に考えさせるとともに、いじめた児童等に対しては、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導・支援するなど必要な措置を講じるように働きかける。

また、犯罪行為として取り扱われるべきものや児童等の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じたとき、又はその兆候等が感じられたとき、教育委員会は、学校での適切な指導・支援や早期に警察に通報・相談することが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

教育委員会は、学校評価において、迅速かつ適切な対応及び組織的な取組等を評価するよう、学校に対して、必要な指導・助言を行う。

また、教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるように、学校運営の改善を支援するとともに、見守り隊や校区連絡会など児童等を地域で見守る方々といじめ問題等、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを支援する。

#### 4 その他の事項

「熊谷市基本方針」は、いじめを防止し、児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに寄与する観点から、随時内容の見直しを図るものとする。



## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(法第13条)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国の基本方針、「熊谷市基本方針」に基づき、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

「学校基本方針」は、いじめの防止等のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、生徒指導体制の確立、校内研修の充実など、実効性のあるものとなるよう、各学校の実情に応じ、具体的な行動を示すものとする。

- (1) 自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有化を図る。
- (2) 検討する段階から保護者や地域の参画を促す。
- (3) 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童等の意見を取り入れる等、児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- (4) 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図る。
- (5) 重大事態には、「熊谷市基本方針」に定める重大事態対処をもとに迅速に対応する。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(法第22条)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

各学校は、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員等を中心に構成する、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を置く。

また、教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。なお、「いじめ防止対策委員会」の具体的な役割は、以下のとおりである。

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- (2) いじめの相談・通報のための窓口の開設
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
- (4) いじめを察知した場合の情報の迅速な共有（緊急職員会議）、関係する児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、及び保護者との連携
- (5) 教育委員会への定期的な報告

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

#### (1) いじめの防止

学校はいじめの防止に向けて、児童等が、心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

#### (2) 早期発見・早期対応に向けて

いじめは大人の目に付きにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多い。

そこで、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑い、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

教職員は、日頃から児童等との信頼関係の構築や見守り等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高くし、いじめの早期発見・早期対応のため「児童・生徒のサインチェックリスト、教師の手だて」等を活用し、いじめの実態把握に積極的に取り組む。

なお、インターネット上で行われる、いわゆる「ネットいじめ」に対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等を活用するなど情報モラル教育を推進し、児童等の意識の向上及び保護者等への啓発に努める。

#### (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会等を中核として速やかに対応する。

いじめられた児童等に対しては、当該児童等を守り通すとともに、事情や心情を聴取し、児童等の状態に合わせた継続的なケアを行う。

いじめた児童等に対しては、本人の人格の尊重を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童等の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたる場合や児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめられた児童等を守る。その際、学校で適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮する。

さらに校内生徒指導体制の見直し・改善を図るとともに、年間を通していじめ防止等に関する校内研修会を計画的に実施する。

なお、日ごろから「**いじめ防止対応マニュアル**」（平成24年9月策定、その後必要に応じ改訂している）の活用を図り、いじめ防止に努めるとともに、いざという時は「いじめ緊急対策マニュアル」（いじめの防止やいじめが発生してからの対応）を活用し、常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を児童等に与えることを第一に考える。

## 第4章 重大事態への対処

(法第28条)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態とは

重大事態として、児童等が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針による不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、児童等の状況等、個々のケースを十分把握し、迅速に調査に着手する。

さらに、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童等や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と捉えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ただし、事案の重大性を踏まえ、学校又は教育委員会は、いじめた児童等に対しては出席停止措置の活用や、いじめられた児童等の就学指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童等を支援するための弾力的な対応を検討する。

#### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

#### (3) 重大事態の調査

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止に資するために行うものである。

学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したとき、教育委員会は、「いじめ問題専門委員会」（前掲）を招集し、これが調査に当たる。

その際、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような状況であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にするとともに、当該事態への対処や同種の事態の再発防止に努める。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を必要に応じて実施する。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

#### (4) 事実関係を明確にするための対応

##### ア いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際、いじめられた児童等を守ることを最優先とし、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査の実施に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に支援・指導したり、関係機関（警察や児童相談所等）とも適切に連携を図るなどの対応を心がける。

##### イ いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

当該児童等の入院や死亡など、いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査する。調査方法としては、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

#### (5) その他留意事項

児童等の自殺という事態が起こった場合、学校又は教育委員会は、事実関係を明らかにし、その後の自殺の再発防止の観点から、背景調査を実施する。その際、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮し、以下の点に留意しながら行う。

- ア 遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ウ 遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- エ 遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて説明し、合意の上行う。
- オ 学校が調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導及び支援を行う。
- カ 情報発信・報道対応については、亡くなった児童等の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性があることなどから、プライバシーへの配慮を含め、慎重に行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめられた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。情報等については、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

## 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(法第30条)

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(1) 「熊谷市いじめ問題調査委員会」（仮称）の設置

市は、法第30条第2項に基づき、「熊谷市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設ける。「調査委員会」は、法第30条第2項の規定による調査を行う。

なお、「調査委員会」は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、必要に応じて調査を実施する。

(2) 再調査

教育委員会から報告を受けた市長は、法第30条に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

(3) 「再調査」の結果を踏まえた措置等

ア いじめられた児童等及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 市長はその結果を市議会に報告する。内容については、個人のプライバシーに対しては、十分配慮する。

ウ 教育委員会は、学校に対して、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の再発防止のために、以下の支援等を行う。

(ア) 指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣

(イ) 生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置

(ウ) 心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置